

契約締結後の公表

石川市民センター清掃業務委託について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により随意契約による契約を締結したので、水戸市財務規則(平成7年水戸市規則第16号)第129条の2第1項第3号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年4月1日

水戸市長 高橋 靖

1 随意契約の内容

- (1) 業務名 石川市民センター清掃業務委託
- (2) 契約日 令和7年3月26日
- (3) 契約金額 569,800円
- (4) 契約期間 令和7年3月26日から令和9年3月31日

2 契約の相手方

- (1) 所在地 水戸市赤塚1丁目1番地(MIOS内)
- (2) 名称 社会福祉法人水戸市社会福祉協議会
会長 保立 武憲

3 契約の相手方とした理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条に規定する障害者支援施設であるため。